

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方税法の一部改正により、次のとおり改正するものであります。

- (1) 下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準について、軽減措置が見直されたことに伴い、その特例率を引き上げること。
- (2) 認定先端設備等導入計画に従って取得した設備等に係る固定資産税の課税標準について、軽減措置が廃止されたことに伴い、その特例率を削除すること。
- (3) 移動が生じた引用条項を改めること。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第23項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第24項中「法附則第15条第27項第1号イ」を「法附則第15条第26項第1号イ」に改める。

附則第25項中「法附則第15条第27項第1号ロ」を「法附則第15条第26項第1号ロ」に改める。

附則第26項中「法附則第15条第27項第1号ハ」を「法附則第15条第26項第1号ハ」に改める。

附則第27項中「法附則第15条第27項第1号ニ」を「法附則第15条第26項第1号ニ」に改める。

附則第28項中「法附則第15条第27項第2号イ」を「法附則第15条第26項第2号イ」に改める。

附則第29項中「法附則第15条第27項第2号ロ」を「法附則第15条第26項第2号ロ」に改める。

附則第30項中「法附則第15条第27項第2号ハ」を「法附則第15条第26項第2号ハ」に改める。

附則第31項中「法附則第15条第27項第3号イ」を「法附則第15条第26項第3号イ」に改める。

附則第32項中「法附則第15条第27項第3号ロ」を「法附則第15条第26項第3号ロ」に改める。

附則第33項中「法附則第15条第27項第3号ハ」を「法附則第15条第26項第3号ハ」に改める。

附則第34項中「法附則第15条第30項」を「法附則第15条第29項」に改める。

附則第35項中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第33項」に改める。

附則第36項中「法附則第15条第35項」を「法附則第15条第34項」に改める。

附則第38項を削り、附則第39項を附則第38項とし、附則第40項から

第55項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第38項を削り、附則第39項を附則第38項とし、附則第40項から第55項までを1項ずつ繰り上げる改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の秦野市市税条例附則第23項の規定は、令和4年4月1日以後に取得された除害施設に対して課する固定資産税について適用し、同日前に取得された除害施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する先端設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第51号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1-22 (略)</p> <p>23 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>26 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>27 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>28 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>29 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>30 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>31 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1-22 (略)</p> <p>23 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第27項第1号イ</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第27項第1号ロ</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>26 <u>法附則第15条第27項第1号ハ</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>27 <u>法附則第15条第27項第1号ニ</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>28 <u>法附則第15条第27項第2号イ</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>29 <u>法附則第15条第27項第2号ロ</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>30 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>31 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

3 2 法附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ロの条例で定める割合は、
2 分の 1 とする。

3 3 法附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハの条例で定める割合は、
2 分の 1 とする。

3 4 法附則第 1 5 条第 2 9 項の条例で定める割合は、3 分の 2
とする。

3 5 法附則第 1 5 条第 3 3 項の条例で定める割合は、3 分の 1
とする。

3 6 法附則第 1 5 条第 3 4 項の条例で定める割合は、3 分の 2
とする。

3 7 (略)

3 8 - 5 4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 8 項を削り、附則第 3 9 項を附則第 3 8 項とし、附則第 4 0 項から第 5 5 項までを 1 項ずつ繰り上げる改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3 2 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ロの条例で定める割合は、
2 分の 1 とする。

3 3 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ハの条例で定める割合は、
2 分の 1 とする。

3 4 法附則第 1 5 条第 3 0 項の条例で定める割合は、3 分の 2
とする。

3 5 法附則第 1 5 条第 3 4 項の条例で定める割合は、3 分の 1
とする。

3 6 法附則第 1 5 条第 3 5 項の条例で定める割合は、3 分の 2
とする。

3 7 (略)

3 8 法附則第 6 4 条の条例で定める割合は、零とする。

3 9 - 5 5 (略)

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例附則第23項の規定は、令和4年4月1日以後に取得された除害施設に対して課する固定資産税について適用し、同日前に取得された除害施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する先端設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

秦野市市税条例の一部を改正することについて

1 固定資産税の地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の改正

固定資産税の課税標準の特例割合を定めるわがまち特例について、次のとおり改正するものです。

※ わがまち特例とは、国が一律に定めていた特例割合を法律の定める範囲内において、地方自治体が自主的に判断し条例で決定する仕組みのこと。

(1) 下水道法に規定する除害施設に係る特例の見直し（附則第 2 3 項）

ア 改正の概要

下水道法に規定する除害施設に係る軽減措置が見直されたことに伴い、その特例率を引き上げるものです。

イ 対象設備及び特例率

対象設備	現 行		改正後	
	特例率	参酌基準	特例率	参酌基準
下水道 除害施設	3 / 4	3/4 を参酌し 2/3 から 5/6 の 範囲内	4 / 5	4/5 を参酌し 7/10 から 9/10 の範囲内

ウ 取得期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

エ 適用対象

令和 4 年 4 月 1 日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、公共下水道の供用が開始された日前から事業を行う者が設置する除害施設に限定するものです。

(2) 先端設備等に係る特例の削除（改正前附則第 3 8 項）

認定先端設備等導入計画に従って中小企業が取得した先端設備等に係る特例率を「零」とする特例を削除するものです。

2 引用条項の整理

移動が生じた引用条項を改めるものです。

3 施行日

この条例は、公布の日から施行します。ただし、附則第 3 8 項を削り、附則第 3 9 項を附則第 3 8 項とし、附則第 4 0 項から第 5 5 項までを 1 項ずつ繰り上げる規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。